

団体交渉の議事録

交渉日：令和4年10月26日（水）11時45分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、
教育長、交通局、水道局長、下水道局長 外
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

都 労 連 本日は、年末一時金に関する要求書を提出いたします。
この要求は、都労連の全単組の総意により決定した、全ての職員の切実な要求であり、大都市労連連絡協議会の統一要求でもあります。
既に2年半以上、長期化しているコロナ禍にあって、都民の生活と命を守る最前線で奮闘している職員こそ都政を支えています。その努力に応えることは都側の責務であり、真摯に受け止め、誠意ある回答を求めます。
それでは、要求書については、書記長から説明いたします。

（要求書読み上げ）

当 局 ただ今、年末一時金についての要求を承りました。
早速、知事に報告するとともに、私どもも検討に入りたいと思います。
この際、私から一言申し上げます。
本年の勧告は、特別給が3年ぶりに引上げとなっておりますが、都の特別給は、引き続き国を大きく上回り、全国で最も高い支給月数が勧告されています。
都政を取り巻く情勢が依然として厳しい中、職員の勤務条件に対しては、都民から常に厳しい視線が注がれております。
皆さんからの要求につきましては、人事委員会勧告の内容や、現下の社会経済情勢等を十分に踏まえ、都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討した上で、改めて回答したいと思います。
さて、この間の小委員会交渉では、昇給をはじめとする給与制度や退職手当制度、さらには柔軟で多様な働き方に関する諸制度を中心として、連日、労使で厳しい議論が積み重ねられているものの、双方の見解には大きな隔たりがあると聞いております。
現下の厳しい状況を踏まえれば、職責・能力・業績に基づく処遇の徹底や、働き方改革の更なる推進を通じて、職員一人一人が意欲と能力を最大限発揮し、組織の生産性を高めていかなければなりません。
こうした認識のもと、私どもとしては、これまで皆さんと重ねてきた議論や都の実情も考慮した具体的な検討を進め、見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要がある

ると考えております。

労使にとって残された時間は限られておりますが、これまで築き上げてきた信頼関係に基づき、協議を尽くした上で、結論を得なければならぬと考えております。

私からは以上です。

都 労 連

都側から、特別給は3年ぶりの引上げ勧告とはいえ、引き続き国を大きく上回り、全国で最も高い支給月数にあるとの認識のもと、要求に対しては、都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討するとの考え方が示されました。

首都圏に暮らす職員の生活実態を踏まえれば、全国で最も高い支給月数であることが問題視されるいわれはないものと申し上げます。むしろ、この水準で都内民間準拠と言えるのか、この間の物価高騰から、果たして情勢適応と言えるのか、というのが職員の実感だと申し上げます。

長引くコロナ禍にあっても、職員が、感染症への対応をはじめとして、都政全般にわたって行政機能を後退させることなく、現場で公共の役割と責任を果たしていることに対して、都民の信頼は得られており、理解と納得も得られるものと認識しております。都労連の要求は正当なものと確信するものであり、都側がこれに応えることを求めます。

この間の交渉について、労使双方の見解に大きな隔たりがあるとのことですが、直近の交渉状況については、特に人事制度を巡って、既に労使が激しく対立しているとの報告を受けております。その原因は、都側が、都労連要求に応えようとせず、自らの課題認識を一方的に示していることにこそあると指摘するものです。

都側からは、改めて、職責・能力・業績に基づく処遇の徹底など、組織の生産性を高める必要性について殊更に強調されましたが、都労連は、職責・能力・業績主義に反対すると同時に、組織の生産性向上とは一層の労働強化にはかならず、容認できないとの立場を鮮明にしておきます。

また、見直しを要する人事制度について結論を得ていく必要があるとのことですが、時間が限られているのであればなおさら、見直しを押し付けようとする交渉姿勢を直ちに改めなければ、円満な解決を図ることはできないと申し上げます。都労連は、労使交渉を尽くして解決する立場に、いささかも変わりありません。

改めて、都側には、本日提出した年末一時金要求はもとより、3月に提出してある基本要求に応え、全ての職員の賃上げを実現することを求めます。勧告が4月以降の物価高騰に伴う生計費の増大を反映していないことは明らかであり、現行勧告制度の限界があらわとなった以上、勧告を上回る賃上げについて、都側が決断することを求めます。